



平成 29 年 1 月 12 日

各位

会社名 株式会社ラクト・ジャパン
代表者 代表取締役社長 八住 繁
(コード番号：3139 東証二部)
問合せ先 IR 部長 分銅 健二
(TEL.03-6214-3831)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて株式報酬型ストックオプション制度を導入することについて、平成 29 年 2 月 24 日開催予定の当社第 19 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金制度を平成 29 年 2 月 24 日開催予定の第 19 期定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金については、打ち切り支給することとし、その支給時期は当該各役員の退任時とする予定です。取締役および監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給についての議案は、当該定時株主総会に付議いたします。

2. 株式報酬型ストックオプションの導入について

取締役に対する報酬と当社の中長期的な業績および企業価値との連動性を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることとします。なお、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の割当ての対象者

当社取締役（社外取締役を除く。）

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なきには、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社

が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものといたします。

(3) 新株予約権の上限

400 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に当社の取締役を割当先として、発行する新株予約権の数の上限とし、毎年割当ていたします。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権の行使により交付される付与株式数に 1 株当たり 1 円を乗じた金額とします。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内の範囲で当社取締役会が定める期間とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社または子会社の取締役、執行役員、監査役および相談役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日間に限り行使できるものとします。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものとします。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要するものとします。

(9) 行使時に交付すべき株式数の 1 株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとします。

(10) 新株予約権のその他の内容

上記(2)から(9)の細目および新株予約権に関するその他の内容等につきましては、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

以 上